

水 第 7 2 4 号
令和5年8月31日

新発田市指定給水装置工事事業者 各位

新発田市水道事業
新発田市長 二階堂 馨

修繕報告書に添付する図面及び写真について(通知)

日頃より、新発田市水道事業に御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、令和5年3月7日付、水第1529号において、漏水減免申請の際の修繕報告書に漏水状況、修理完了が確認できる写真の添付をお願いしたところですが、しかしながら、不鮮明な写真や撮影忘れにより、修理完了が確認できないケースが多く確認されております。また、修理完了後にお客様から減免申請の依頼を受けたため、漏水状況の撮影ができなかったケースもありました。

指定事業者の皆様におかれましては、漏水修理の際には減免申請の有無に関わらず写真撮影を習慣づけていただくとともに、漏水状況及び修理完了が確認できる鮮明な写真を提出していただくようお願い申し上げます。併せて、添付図面につきましても修理前後の管種・口径、漏水箇所、修理部材が明確に確認できる作図をお願いいたします。

公平性を保つため、また、より正確で迅速な確認作業を進めるため、皆様のご協力をお願いいたします。

※漏水状況・修理完了が確認できない場合、減免にならない可能性もありますのでご注意ください。

担当:

新発田市水道局業務課給水係
電話 0254-23-7192